

## 和歌山市公共施設太陽光発電設備等導入事業 募集要領

### 1 目的

和歌山市（以下「市」という。）では、脱炭素社会の実現を目指し、国の削減目標を上回る目標値「2030年度までに2013年度比50%削減」の達成に向けた取組を進めている。

その取組のひとつとして、市が所有する公共施設に太陽光発電設備等を導入し、PPAによる電力供給事業を行う事業者を公募し、その実施方法等必要な事項を定める。

### 2 事業の概要

#### (1) 事業名称

和歌山市公共施設太陽光発電設備等導入事業

#### (2) 業務内容

公共施設への自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の設置

なお、本事業の詳細は、別紙1「和歌山市公共施設太陽光発電設備等導入事業 業務説明書」（以下、「説明書」という。）を参照し、候補施設については、別紙2「事業候補施設一覧」を参照すること。

なお、事業者は、候補施設中、事業対象とすることとした施設（以下「対象施設」という。）を5施設以上とする提案を行うこと。

#### (3) 履行期間

協定締結から設備の撤去又は無償譲渡までを事業期間とします。設備の運用期間は、運転開始日から最短17年間、最長20年間とする。

設備導入工事は、令和6年度に実施するものとする。

ただし、「3 提案限度額（2）」の国交付金を活用する場合、間接交付額が、令和6年度の交付限度額を超える場合については、令和6年度の交付限度額を超える範囲のみ、令和7年度の国交付金を活用し、設備導入工事を実施するものとする。

#### (4) 業務担当課

和歌山市市民環境局環境部環境政策課（和歌山市役所本庁舎6階）

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

電話:073-435-1114 FAX:073-435-1366

メールアドレス:kankyoseisaku@city.wakayama.lg.jp

### 3 提案限度額（サービス料）

(1) 提案の際は、PPAサービス料の単価（円/kWh）及び、事業期間内の総額（消費税及び地方消費税を含む。）を示し、提案限度額については別紙2「事業候補施設一覧」を参照すること。

(2) 本事業に対し、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）「<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/#business2>」（以下「国交付金」という。）を活用する場合は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（以下「国実施要領」という。）の交付要件に基づき、工事費の内訳と併せて国交付金の間接交付額を試算し、間接交付額相当分をPPAサービス料から控除した上で見積ること。

(3) 国交付金を活用する場合、対象設備、交付要件、交付率、FAQ及び市地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画等を参照し、交付限度額等をよく確認して提案を行うこと。

(参考) 市地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画に係る交付限度額

交付対象事業		交付限度額 (千円)	
設備区分	設備種別	令和6年度 計画額	令和7年度 計画額
太陽光発電設備 自家消費型	地方公共団体 オンサイト型	64,133	40,177
蓄電池	地方公共団体 設置		

## 5 スケジュール

本プロポーザル及び事業のスケジュールは、次のとおりとする。

なお、スケジュールに変更があった場合には、速やかに市ホームページにて公表するものとする。

項目	期日等
募集要領等の公告	令和6年4月26日(金)
資料貸与の申込・受付期間	令和6年5月1日(水)から5月30日(木)まで
質問受付期間	令和6年5月1日(水)から6月5日(水)まで
質問回答	令和6年6月7日(金)まで(随時)
参加資格確認申請書等の提出	令和6年5月30日(木)まで
参加資格確認通知書の送付	令和6年6月5日(水)まで
企画提案書等の提出	令和6年6月13日(木)まで
審査会(プレゼンテーション)	令和6年6月20日(木) 予定
審査結果の通知・公表	令和6年6月27日(木) 予定
協定の締結	令和6年7月上旬
現地調査等詳細確認	令和6年7月～9月
設置工事着手	令和6年10月頃
設置工事完了	令和7年2月28日(金)まで

## 6 参加資格要件

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、単独事業による参加の場合は、次に掲げる(1)から(7)の要件を全て満たす者であること。

また、複数企業の共同企業体による参加の場合は、(8)の要件を満たす者であること。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 破産者で復権を得ないものであること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者であること。

- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、又は認められた日から2年を経過しないこと。
- (2) 次に掲げる税のいずれについても未納の額がないこと。
  - ア 市税（市が賦課徴収するものに限る。）
  - イ 消費税及び地方消費税
  - ウ 所得税又は法人税
- (3) 募集要領の公表日から受託候補者特定の日までのいずれかの日において、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱（平成5年5月1日制定）又は、和歌山市建設工事等指名停止基準（平成15年5月1日制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 前号に掲げる期間において、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年6月1日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があった者にあつては同法の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがあった者にあつては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。
- (6) 事業受注実績（平成30年度から令和5年度までの期間において、「オンサイトPPA事業」の受注実績が2件以上）を有すること。なお、実績は公共事業に限らない。
- (7) 本事業を実施する体制の中に、次の資格を有する者を含めること。
  - ア 一級建築士
  - イ 電気主任技術者（第三種以上）
- (8) 共同企業体で参加をする場合は、次の要件を満たしていること。
  - ア 共同企業体は三者以内で構成されていること。
  - イ 代表構成員が申込み者であること。
  - ウ 構成員が、単独企業として参加資格を申請していないこと及び他の共同企業体の構成員として重複して申請していないこと。
  - エ 構成員の全てが、上記（1）から（5）の要件を満たしていること。
  - オ 上記（6）及び（7）の要件については、それぞれ1者以上が満たしていること。

## 7 提供資料

次の資料を提供するものとする。（1）は市ホームページでデータを公開し、（2）から（6）は、「8 候補施設の資料の閲覧及び貸与」の記載に従って閲覧及び貸与の申込をすること。

- (1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）計画書
- (2) 施設ごとの電力使用量（30分デマンド値）
- (3) 配置図
- (4) 平面図
- (5) 立面図

(6) 構造計画書等（提供可能な場合）

8 候補施設の資料の閲覧及び貸与

本提案公募に参加を希望する者で、候補施設の資料データ（平面図、立面図、構造計算書等）の閲覧及び貸与を希望する者は、以下の手続きにより、資料の閲覧及び提供可能データを格納したDVD ディスク（以下「DVD」という。）の貸与を受けることができるものとする。

(1) 閲覧及び貸与の申込について

閲覧及び貸与希望日（下記（2）の受取期間内に限る。）の前日までに、メールにて閲覧及び貸与希望日を記載し「2事業の概要（4）」の業務担当課まで申込をすること。

その際タイトルは、「【企業名】PPA事業者等公募に関する資料の閲覧及び貸与の申込」とするとともに、下記（5）のとおり、誓約書（様式第1号その1）をPDFファイルに変換した上で添付すること。

なお、資料の貸与は1事業者につき、1回限りとする。

(2) 資料の閲覧について

上記（1）で申し込んだ閲覧希望日における閲覧方法は、次のとおりとする。

ア 閲覧場所：和歌山市役所本庁舎6階環境政策課内（和歌山市七番丁23番地）

イ 閲覧時間：午前9時から午後5時まで

ウ 資料の複写及び持出しは不可とする。ただし、閲覧者が持参した機器によるスキャン及び写真撮影は可能とし、取得データは貸与された資料とする。

(3) 貸与資料の受取について

上記（1）で申し込んだ貸与希望日の午前9時から午後5時までに担当課においてDVDを受け取ること。

受取期間 令和6年5月1日（水）から5月30日（木）まで（ただし閉庁日を除く）

(4) 資料の貸与期限について

資料の貸与は、令和6年6月13日（木）までとする。ただし、企画提案書を提出する場合に限り、「13プレゼンテーション審査」により実施するプレゼンテーションの当日まで貸与可とする。

(5) 貸与資料の返却について

持参又は郵送（簡易書留に限る）によりDVDを担当課まで返却すること。ただし、持参の場合は、閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までとし、送付の場合は上記（4）の期間内に必着とする。

下記（7）のとおり、合わせて確認書（様式第1号その2）をPDFファイルに変換した上でメールにて担当課（kankyoseisaku@city.wakayama.lg.jp）まで提出すること。

(6) 貸与された資料を適切に保管するとともに、貸与資料及びそれにより知り得た情報について、開示、発表、公開、利用、複写、漏えい及び本業務目的以外での使用をしない旨、並びに貸与資料の返却までに事業者内で活用した貸与資料は適切にデータ消去し廃棄する旨の誓約書（様式第1号その1）を、貸与の申込時に提出すること。

(7) DVDの返却とともに、事業者内で活用した貸与資料は漏えいや持ち出し等外部への流出はなく、適切にデータ消去し廃棄したことを責任者が確認した旨を証する確認書（様式第1号その2）を提出すること。

## 9 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問票（様式第3号）に質問事項を記載の上、次のとおり提出すること。ただし、質疑は企画提案書等を作成する上で必要な事項に限る。なお、口頭による質疑は受け付けない。

### (1) 提出方法

電子メールにファイル添付の上、タイトルを「【企業名】プロポーザルに関する質問」とし、「2事業の概要（4）」の業務担当課へ送信するものとする。

### (2) 質問受付期間

令和6年5月1日（水）から6月5日（水）午後5時まで

### (3) 回答期日

令和6年6月7日（金）まで

回答を作成次第、随時、市ホームページで公開し、個別での回答は行わない。

### (4) その他

ア 質問の回答が、募集要領を始めとする本プロポーザルに関する文書に記載のない事項を補完するものや記載事項を修正する内容であった場合、回答した時点で、本プロポーザルに関する文書の追記又は修正とする。

イ 受付期限までに到着しなかった質問票については回答しない。

## 10 プロポーザル参加資格確認申請書の作成及び提出

本提案公募に参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。なお、種類作成及び提出に係る一切の費用は、参加希望者の負担とする。

### (1) 提出書類（共同企業体の場合は代表構成員がまとめて提出すること。）

ア プロポーザル参加資格確認申請書（単独企業の場合：様式第3号その1、共同提案の場合：様式第3号その2）

イ 「6参加資格要件（2）」に示す確認書類

#### (ア) 市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類

市が賦課徴収する市税がある者は、和歌山市税に係る納税（完納）証明書を提出すること。なお、当該証明書については、本件に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

市が賦課徴収する市税がない者は、「市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書」（様式第4号）を提出すること。

#### (イ) 消費税及び地方消費税、法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、納税証明書の様式その3の3を提出すること。なお、当該証明書については、本件に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

ウ 会社概要（様式第5号 共同企業体の場合は構成員ごとに作成）

エ 履歴事項全部証明書

本件に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

オ 「6 参加資格要件（6）」に係る実績を有することを証する書類（契約書の写し等）

カ 役員等調書及び照会承諾書（様式第6号）

キ 委任状及び使用印鑑届出書（様式第7号 委任状は受任者を設けない場合、記入不要）

(2) 提出部数：1部

(3) 提出期限：令和6年5月30日（木）まで（必着）

(4) 提出場所：「2事業の概要（4）」の業務担当課

(5) 提出方法：持参又は郵送（簡易書留に限る）により提出すること。ただし、持参の場合は、閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までとし、送付の場合は上記（3）の期間内に必着とする。

### 1.1 プロポーザル参加資格の通知

提出された参加資格確認申請書の確認を行い、令和6年6月5日（水）通知文を発送し、参加資格の有無を通知する。

### 1.2 企画提案書の提出

参加資格の確認を受けた者は、別紙1「説明書」及び「7提供資料」により、次のとおり企画提案書を作成し、提出すること。

記載の様式は任意（様式の指定がある項目は、指定の様式により作成すること。）とするが、記載する順番及び記載内容は下記（1）提案内容に準じること。

なお、提出期限までに提出がなかった場合は、参加を辞退したものとする。

#### (1) 提案内容

##### ア 提案額（様式第8号）

見積もった金額等を記載すること。

##### イ 提案事項等

国交付金を活用する場合においては、国実施要領における交付対象要件等を考慮した提案とすること。

No.	提案事項	記載内容・方法等
1	施設ごとの太陽光発電設備の容量	様式第9号により、施設ごとの総容量を記載してください。なお、自家消費率については、年間想定自家消費量/年間想定発電量（％）で算出し、施設全体の平均値も表すこと。
2	施設ごとの蓄電池の容量	各施設の太陽光発電設備の容量は、調査結果や発電シミュレーションから適宜精査し、自家消費の範囲内で可能な限り多くの設備容量とすること。
3	施設ごとの自家消費率	蓄電池については、太陽光発電設備を設置する施設全てに付帯設備として、同時に設置すること。蓄電池の容量は、非常時に使用可能な設備容量を考慮した上で提案すること。
4	施設ごとのPPA単価、想定年額	様式第9号により単価、想定される年額、事業期間総額を記載すること。なお、一定の単価（円/kWh）とし、季別、月別又は時間帯別に異なる単価の設定は行わないものとする。

5	PPA期間	様式第9号により最長20年で提案すること。
6	工事費用（対象経費、対象外経費）	工事費用の見積りのほか、国交付金を活用する場合は、国交付金の対象経費、対象外経費の別及び間接交付額も示すこと。
7	太陽光パネルの設置方法	陸屋根、勾配屋根別で、使用する架台の種類等とパネルのメーカー、型番、耐風圧計算、防水処理など（個別の施設を想定したものではなく、代表的な例として）を示すこと。 また、構造計算書のない施設について、設置の考え方を示すこと。設置する提案の場合は、安全性の確認方法を提案し、設備の容量（提案事項No1）はそれにのっとって提案すること。
8	工事スケジュール	「2（3）履行期間」を確認の上、任意の方法で示すこと。
9	PPAサービスの開始時期	工事完了からサービス開始のタイミングについての考え方を示すこと。 ・一律翌年度4月から（工事終了からサービス開始までの発電電力は無償提供） ・工事終了の翌月から 等
10	事業者の財務状況及び実績	本事業を実施・継続できる健全な財務状況であることを、過去3期分の経常利益、自己資本比率を含めて記載し、示すこと。 実施規模、工事内容、契約先等官民間問わず、本事業と類似する事業の実績について記載すること。
11	実施体制	工事の実施とサービス開始後の体制、事業の実施に係る役割分担、担当者、担当者の保有する資格や主な実績を示すこと。
12	不具合の確認方法とサポート体制	サービス開始後の機器のトラブルへの対応、故障の場合、現地到着までの時間などを示すこと。
13	機器や部材の調達方法	入荷不能による工期遅れが生じないように取る体制やこれまでに実施した工夫等を示すこと。
14	市内事業者活用の考え方	工事やサービス開始後のどのような場面で、どのような市内事業者と連携し事業を実施するか、何社程度と連携する予定か等を示してください。
15	災害時の非常用電源としての活用	停電時の自立運転の操作や電力の活用方法（非常用配線例など）を示すこと。
16	事業実施中のリスク対応	天候不順の場合、機器の故障、公共施設の利用率低下など想定し得る例を示し、対応を記載すること。
17	発電量の計測方法（表示の有無）	計測機器やデータ管理、発電・蓄電量の表示の有無等を示すこと。
18	余剰分の取扱い	余剰電力が生じた場合の措置について、示すこと。
19	独自提案	発電容量を稼ぐための工夫や余剰電力の地域活用など市の計画等に合致した独自の工夫を示すこと。

(2) 提出部数及び製本

ア 提出部数

原本1部（押印すること）、副本9部（押印不要）

イ 製本

1部ずつA4縦のフラットファイルに全ての提出書類を綴じ、提案事項のNoごとにインデックスを付した上で提出すること。A3横の資料を用いる場合は、片袖折りとする。

なお、フラットファイルに綴じられない分量の企画提案書は認めない。

(3) 提出期限：令和6年6月13日（木）まで（必着）

(4) 提出場所：「2事業の概要（4）」の業務担当課

(5) 提出方法：持参又は郵送（簡易書留に限る）により提出すること。ただし、持参の場合は、閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までとし、送付の場合は上記（3）の期間内に必着とする。

(6) 提出制限：企画提案書は、1提案者について1件を限度とする。

(7) その他留意事項

ア 企画提案書の提出は、参加表明書の提出者1者につき1件のみとする。

イ 市は、企画提案書を提出する又は提出した事業者（以下「提案事業者」という。）に提案に関する追加資料を求めることができるものとする。

ウ 企画提案書の作成及び提案に必要な一切の費用は、提案事業者の負担とする。

エ 提出期限以降の差し替え、再提出は不可とする。

オ 受領した企画提案書及び添付書類は返却しない。

1.3 プレゼンテーション審査

提出された企画提案書等を基に、審査委員による審査を行う。

(1) 実施内容：プレゼンテーションに15分、質疑応答に15分程度とする

なお、プレゼンテーション前後に5分ずつ準備・撤去の時間を設ける。

(2) 開催日時：令和6年6月20日（木）予定

(3) 開催場所：和歌山市役所本庁舎内（和歌山市七番丁23番地）

なお、詳細な日時等は、企画提案書提出者に別途電子メールにて通知する。

(4) 出席者：6人以内とし、本業務の管理技術者が必ず出席し、本業務を直接担当する者が説明を行うこと。

(5) 使用備品：企画提案説明で使用するパソコン等の機器は、提案事業者が用意すること。なお、モニターは市で準備するものとする。

(6) その他：プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書等のみとし、追加の提案及び資料の配布は認められない。パワーポイント等のプレゼンテーションソフトについては、その内容が企画提案書等の内容に合致し、提案内容の理解を深める場合に限り使用を認める。

1.4 企画提案書等の審査

提出された企画提案書等及びプレゼンテーションを基に、審査委員による審査を行う。

(1) 評価基準及び配点



本プロポーザルは、次の評価基準に基づき評価する。

	評価項目	評価の視点	提案事項 No.	配点
①	P P A 事業による太陽光発電設備および蓄電池の設備容量	自家消費率とのバランスが取れ、多くの施設において、多くの容量を設置できるか。	1, 2, 3	5 0
②	P P A 料金	P P A 料金は抑えられているか。	4, 5	1 5
③	工事費用	工事費用は妥当か。	6	1 0
④	P P A による太陽光発電設備および蓄電池の設置方法	耐荷重、耐風圧など安全への配慮はなされているか。 防水層を破断することのない工法など、建物の防水機能の影響がないよう配慮はなされているか。	7	2 5
⑤	工事スケジュール	工事スケジュールは無理なく施設運営への影響は最小限となっているか。	8, 9	1 0
⑥	実績	P P A 事業の実績は十分か。規模や事業実施数は充実しているか。	10	2 5
⑦	実施体制	実施体制は充実しているか。	11, 12, 13	2 0
⑧	市内事業者の活用	多くの市内事業者を積極的に活用するか。	14	2 0
⑨	事業の充実度（工夫や配慮）	充実した事業内容となっているか。	15, 16, 17 , 18, 19	2 5
計			2 0 0 点	

## (2) 事業者の決定基準

ア 本プロポーザルは、審査委員の合計評価点が最高得点である企画提案者を、当該事業を行う者となるべき候補者（以下「受託候補者」という。）として特定する。

イ 合計評価点の最高得点を取得したものが2者以上である場合は、「P P A による太陽光発電設備及び蓄電池の設備容量」の得点の高い者を受託候補者とする。さらに得点と同じである場合は、くじ引きにより受託候補者を特定する。

ウ 受託候補者が辞退を申し出た場合や、失格事項に該当した場合は、次順位の企画提案者を受託候補者とする。

エ 合計評価点が一定の水準（200点満点中120点以上）に満たない場合は、受託候補者として特定しない。

また、評価が極端に低い、又は提案のない評価項目が1つでもある場合も、合計評価点に関わらず、受託候補者として特定しない。

オ 提案者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、受託候補者を特定する。

(3) 評価結果の通知

評価結果をプロポーザル評価結果通知書により通知する（令和6年6月下旬送付予定）。

(4) 審査結果の公表

ア 受託候補者の評価結果については、プロポーザル評価結果通知書による通知と共に、市ホームページにて公表する。

イ 全ての提出者に関する審査結果を一覧表で公表するが、受託候補者以外の提出者名は分からないようアルファベットで表記する。

1.5 受託候補者特定後の協議・協定締結等

(1) 協定の締結

市は、企画提案書等の内容に基づき、協定を締結するものとする。なお、協議が整わない場合にあっては、次点受託候補者と協議の上、協定を締結することができる。

また、協定締結までの期間に、受託候補者が「5参加資格要件」を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

(2) 現地調査等詳細確認

受託候補者は、企画提案内容を精査するため、対象施設について、現地調査を実施することができる。なお、詳細な日程については、評価結果の通知後、市と受託候補者で協議するものとする。

(3) 仕様等の協議

ア 市は、企画提案書等の内容に基づき、本業務の業務仕様等について受託候補者と協議し、その内容を決定することとする。

イ 受託候補者は、アの協議が整い次第、改めて見積書を市に提出するものとする。この場合において、当該協議により対象業務が増減した場合は、対象業務の増減に伴う費用を反映した額を見積書に記載するものとする。

ウ この協議は受託候補者が行った提案の範囲内で行うものとし、費用は受託候補者の負担とする。

1.6 その他の留意事項

(1) 本手続に係る書類の作成において、使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(2) 提出されたプロポーザル参加資格確認申請書等及び企画提案書等は返却しない。

(3) 提出された書類の著作権は、企画提案者に帰属する。

(4) 受託候補者の特定後、業務を進めるに当たり、市の申出による変更など、受託候補者の提案内容から大幅な変更が生じた場合、市と協議するものとする。

(5) 市の担当者との連絡を密に行い、意思の疎通及び情報の共有を図るとともに、疑義等が生じた場合は、その都度協議するものとする。

(6) 市が提供する資料等は、本提案公募の参加に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。

- (7) 本提案公募に係る情報公開請求があった場合は、和歌山市情報公開条例（平成5条例第33号）に基づき提出書類を公開することがある。
- (8) 本募集要領に定めのない事項については、市が別途定める規程等によるものとする。